

危険物取扱者

地域の安全
を守るため

法定講習 保安講習



受講しましょう!!

- 危険物の取扱いに従事している方は、**3年に一度**の受講義務があります。
- 愛媛県危険物安全協会連合会が実施する講習は**対面講習のみ**です。
日程や会場など講習のご案内は、**連合会のホームページ**で確認。
- 受講の申し込みは、**各地区(市)危険物安全協会**へ。
- 受講申請書は、**ホームページからダウンロード**できます。危険物安全協会や各消防、県地方局・支局にもあります。
- その他、お問い合わせは、**愛媛県危険物安全協会連合会**へ。

受講しないと
ダメダーク!!



愛媛 危険物 安全

<https://www.ehimekenkiren.org>

☎089-924-6618

法定(保安)講習の受講期限



1

継続して危険物
取扱作業に
従事している人

最初の4月1日

3年以内

3月31日

講習を受けた日

受講期限

例 令和7年10月1日に講習を受講した場合

- 次回の受講期限は、受講日以降の最初の4月1日である令和8年4月1日から3年以内の「令和11年3月31日」。



2

危険物取扱作業に
従事していなかった人で
新たに従事する人

2年を超える

1年以内

新たに従事する日

受講期限

免状の交付
または講習を
受けた日

最初の4月1日

3月31日



3

新たに従事する人 2の
うち過去2年以内に
免状の交付または
講習を受けている人

2年以内

3年以内

新たに従事する日

受講期限

例 令和8年8月20日から新たに従事する場合

- 免状の交付または講習を受けた日が、令和6年8月19日以前の場合は、②に該当。
次回の受講期限は、新たに従事する令和8年8月20日から1年以内の「令和9年8月19日」。
- 令和6年8月20日以降に免状の交付または講習を受けている場合は、③に該当。
次回の受講期限は、免状の交付または講習を受けた日以降の最初の4月1日から3年以内。

②と③のいずれも、講習受講後の次回受講期限は、「継続して危険物取扱作業に従事している人①」と同じ扱いになります。

